

## ウィッグ及び乳房補整具購入費用助成事業Q&A

	質 問	回 答
制度について		
1	この制度は何回も利用できるか。	対象者1人につき、ウィッグ及び乳房補整具のそれぞれで1回限りです。 1回利用された方は、申請する年度が変わっても、対象外です。
2	以前この制度を利用したが、再発した場合や異なるがんになり患した場合などは、改めて利用できるか。	対象者1人につき、1回限りとなりますので、利用できません。
3	申請の期限はいつまでか。	購入した翌日から起算して1年以内に申請する必要があります。
4	ウィッグと乳房補整具を購入したが、両方とも申請することができるか。	ウィッグと乳房補整具のそれぞれについて、対象者1人につき1回限りとなりますので、両方とも申請可能です。
5	ウィッグと乳房補整具の両方の購入を考えている場合、申請は一度に行う必要があるか。	別々に申請いただいて問題ありません。 それぞれ、申請期限内に申請してください。
6	申請できるウィッグ及び乳房補整具は、それぞれ1人1つまでか。	購入される個数は問いませんので、複数でも対象となります。別日に別店舗で購入したものでも対象となります。ただし、1回にまとめて合計額で申請してください。また、全ての購入品が申請期限内であることが必要です。
対象者について		
7	名古屋市内に住んでいるが、住民票は市外にある。この場合は対象になるか。	住民票が名古屋市内にある方を対象としておりますので、名古屋市内にお住まいでも、住民票が市外にある方は対象となりません。
8	現在は名古屋市内に住民票があるが、補整具を購入した時は市外に住民票があった。この場合は対象になるか。	対象者は申請日時時点で名古屋市内に住民票がある方となりますので、対象となります。
9	住民票は名古屋市内にあるが、現在の住居の住所とは異なる。申請書はどちらの住所を記載すればよいか。また、現住所に書類を送ってもらうことは可能か。	申請書には住民票の住所を記載してください。交付決定書などの書類は現住所に送付することができますので、別紙に現住所を記載して申請書に添付してください。
10	がんの治療は終了したが、対象になるか。	がんの治療が終了した方であっても、治療に伴う脱毛等の症状によりウィッグが必要な方、外科的治療等による乳房の形の変化に対応するため乳房補整具が必要な方であれば、対象となります。
11	がんの治療をこれから受ける予定だが、申請をすることができるか。	【ウィッグ】 脱毛症状が想定される抗がん剤治療を受ける予定であることが分かる書類(治療方針計画書等)の写しを提出いただくことで、治療開始前でも申請可能です。 【乳房補整具】 治療後の状態に応じて調整して購入するものとなりますので、治療後に申請してください。
12	抗がん剤以外の治療による脱毛症状にも助成してもらえるのか。 例) (放射線治療の)全脳照射	抗がん剤以外でも、がん治療に伴う脱毛症状によりウィッグが必要であれば対象になります。脱毛症状が、がん治療に伴うものであることが証明できる書類等が必要となりますので、申請前にご相談ください。
13	過去に他県で同様の補助を受けたことがあるが、申請は可能か。	可能です。愛知県の補助事業による補助を受けたことがない方が対象となります。ただし、同一の対象品に対する二重補助は不可となります。また、他の制度で助成または給付を受けることができる場合は、対象となりません。

対象品について(ウィッグ)		
14	ウィッグの付属品はどこまで対象になるか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するためのネットは対象となります。 それ以外の付属品(ウィッグのスタンド)や日常的なケア用品(クリーナー、ブラシなど)、帽子等は対象となりません。
15	ウィッグはすでに持っているが、装着用ネットを買い足したい。装着用ネットだけでも対象になるか。	対象となります。 ただし、この制度は1人1回しか利用できませんので、今後新たにウィッグのご購入を検討されている方はご注意ください。
16	複数のウィッグやネット等購入したいが、対象になるか。複数の店舗で購入した場合も対象になるか。	個数や購入店舗数は問いませんが、助成は1回しか受けられませんので、まとめて合計額で申請してください。 また、全ての購入品が申請期限内であることが必要です。
17	ウィッグのヘアピース(部分かつら)は対象になるか。	対象となります。
18	髪の毛がついた帽子は対象になるか。	対象となります。
19	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象になるか。	購入費用が対象となりますので、レンタル費用は対象となりません。
20	ウィッグを自作したいが、材料費は対象になるか。	対象となりません。
21	サイズ調整やカット代、ウィッグを購入する際にかかった送料は対象になるか。	対象となりません。 領収書の金額に含まれている場合は、当該額を除いた金額が分かるようにしてください。 ただし、ウィッグ購入時等にサービスとして無償で提供されるものは、利用いただいて構いません。
対象品について(乳房補整具)		
22	乳房補整具の対象となるものは何か。	補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、人工乳房(肌に直接接着させて使うもの)が対象となります。 補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着(市販されている一般的な下着を含む)は、補整パッド又は人工乳房と共に申請をする場合のみ対象となります。 それ以外の付属品(乳房補整具のケース)や日常的なケア用品等は対象となりません。
23	複数の補整パッドや補整下着等を購入したいが、対象になるか。複数の店舗で購入した場合も対象になるか。	個数や購入店舗数は問いませんが、助成は1回しか受けられませんので、まとめて合計額で申請してください。 また、全ての購入品が申請期限内であることが必要です。
24	乳房補整具は左右それぞれ1回ずつ申請することができるか。	片側、両側に問わず、申請は1人につき、1回限りとなります。
25	肌に直接接着させて使う「乳頭」は対象になるか。	人工乳房の一種と考えられるため、対象となります。
26	乳房補整具をレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象になるか。	購入費用が対象となりますので、レンタル費用は対象となりません。
27	補整下着等を自作したいが、材料費は対象になるか。	対象となりません。

28	乳房補整具を購入する際にかかった送料は対象になるか。	対象となりません。 領収書の金額に含まれている場合は、当該額を除いた金額が分かるようにしてください。 ただし、乳房補整具の購入時等にサービスとして無償で提供されるものは、利用いただいて構いません。
助成金額について		
29	対象になるのは、消費税込みの金額か。	消費税込みの金額となります。
30	ポイントで支払った金額については、助成対象となるのか。	助成対象となりません。購入費用からポイント利用額を差し引いた金額が助成対象となります。
31	いくら助成してもらえるのか。	助成額は、購入費用の5割(1円未満切り捨て)です。 ただし、上限額は以下のようになります。 ・ウィッグ 30,000円 ・乳房補整具 20,000円 ただし、人工乳房を含む場合は40,000円
書類の記載について		
32	申請書類等に消えるボールペンを使用してもよいか。	申請書類等への記載はボールペン等を使用し、シャープペンや消えるボールペン等は使用しないでください。
交付申請について		
33	申請書類の提出先は。	「名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」」で受け付けております。  〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目11番39号 川本ビル2階  電話:052-243-0555 FAX:052-243-0556 開館日時:火～土曜日(祝・年末年始を除く) 午前10時～午後4時
34	申請書類を郵送してもよいか。	郵送でも受け付けております。上記の名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」へお送りください。  ただし、書類に不備があった場合等、ピアネットから連絡させていただく場合がありますので、申請書に記載する「申請者」の「電話番号」は日中に連絡がつく番号を記載してください。連絡がつかない場合、助成を受けることができなくなったり、交付決定までに時間を要する可能性がありますので、ご注意ください。
35	申請してから交付決定通知や振り込みまで、どのくらい時間がかかるか。	名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」が書類を受理した後、1か月から1か月半ほどで交付決定通知をお送りします。 なお、申請書類に不備がある場合は受理できません。 また、交付決定通知後、1か月以内に助成金を振り込みます。

36	治療を証明する書類として、どのような書類を出せばよいか。	<p>【ウィッグ】 がん治療を行ったことが分かる(氏名、病名や抗がん剤などの記載がある)もののコピーを提出してください。脱毛の副作用がある抗がん剤の使用や治療が確認できる必要があります。特別な診断書等は必要ありません。</p> <p>例)、化学療法の説明・同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など</p> <p>【乳房補整具】 がんの外科的治療等による乳房の変形を示す(氏名、病名や乳房に対する外科的治療等の記載がある)もののコピーを提出してください。特別な診断書等は必要ありません。</p> <p>例)、外科的治療の説明・同意書、診療明細書、治療方針計画書など</p>
37	ウィッグの申請のため、お薬手帳の写しを提出する場合、どのページをコピーすればよいか。	<p>抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページをコピーしてください。</p> <p>脱毛の副作用がある抗がん剤の処方が確認できることが必要です。吐き気を抑える薬や便秘薬などの副作用を抑える薬のみでは証明書類となりません。</p>
38	対象者本人が申請できない場合、代理で申請できるか。	<p>原則として、対象者ご本人様に申請をお願いしておりますが、やむを得ない理由でご本人様が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。</p> <p>その場合は、申請書類に「委任状」を添付してください。</p> <p>なお、助成金は申請者の口座へ支払います。</p>
39	対象者が未成年の場合はどうすればよいか。	<p>対象者が未成年の場合は、保護者の方が申請してください。その場合、委任状は必要ありません。</p>
40	振込先はゆうちょ銀行でも指定できるか。	<p>ゆうちょ銀行でも可能です。</p> <p>ゆうちょ銀行の場合、他銀行からでも振り込みができる支店名が必要です。</p> <p>例)支店名:二一八 口座番号:〇〇〇〇〇〇</p> <p>通帳に記号・番号のみ記載されていて、支店名等が分からない場合はゆうちょ銀行のホームページで調べることができます。詳しくはピアネット(052-243-0555)へお問い合わせください。</p>
41	領収書の様式は決まっているか。	<p>領収書の様式は問いませんが、①宛名(申請者又は対象者の氏名)②購入日③購入金額④金額の内訳⑤領収書発行者の名称、住所及び押印 の記載が必要です。</p> <p>また、購入金額が5万円以上の場合、収入印紙の貼付が必要です。(収入印紙には発行者の割印も必要です。)</p>

42	領収書の「金額の内訳」にはどのような内容が必要か。	<p><b>【ウィッグ】</b> 対象品はウィッグ本体及び装着用ネット、または毛付き帽子になりますので、それぞれの金額がわかるような記載が必要です。 「ウィッグ等」とされている場合は、購入明細書や納品書など、内訳の内容が分かるものを併せてご提出ください。</p> <p><b>【乳房補整具】</b> 乳房補整具は対象品により助成の上限額が異なるため、「補整下着」「補整パッド」「人工乳房」がわかるような内訳の記載が必要です。 「乳房補整具」とされている場合、または「人工乳房等」とされている場合は、購入明細書や納品書など、内訳の内容が分かるものを併せてご提出ください。</p>
43	領収書に金額の内訳の記載がないが、どうすればよいか。	購入明細書や納品書など、内訳の内容が分かるものを併せてご提出ください。
44	領収書の金額は助成金額を書いてもらうのか。	領収書の金額は、ウィッグを購入した際に実際に支払った金額を記入してもらってください。助成金額ではありません。
45	領収書に収入印紙が貼っていないが、どうすればよいか。	<p>①購入金額が税抜き5万円未満の場合、②クレジットカード払いで購入した場合、③公益法人、NPO法人等で購入した場合は収入印紙は不要です。 なお、②クレジットカードで購入した場合は、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。</p> <p>①～③以外の場合は、購入先に収入印紙の貼付を依頼してください。</p>
46	インターネットで購入したが、領収書がもらえなかった。どうすればよいか。	<p>領収書の代わりに、支払したことが分かるものと、①宛名（申請者又は対象者の氏名）②購入日③購入金額④金額の内訳⑤購入先の名称及び住所 が確認できるものをご提出ください。</p> <p>例)クレジットカード会社からの請求明細の原本(支払いしたことが分かるもの、①宛名、②購入日、③購入金額)±<u>申込の受注確認メールをプリントアウトしたもの</u>(④金額の内訳⑤購入先の名称・住所)</p>